

徳島県告示第五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年一月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

海部郡美波町木岐字日尻八八九の七、八八九の二六、八九六の五、八九六の八、字本村六八七の三、赤松字栗作二二九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字栗作二二九（次の図に示す部分に限る。）

2 次の森林については、主伐は、択伐による。

字日尻八八九の七・八八九の二六・八九六の五・八九六の八・字本村六八七の三・字栗作二二九（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び美波町役場に備え置いて縦覧に供する。）